

幌延町各種支援制度

【産業振興課所管事業】

令和4年7月

幌延町産業振興課

事業名	幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業	予算科目	6. 1. 2. 18
目的	酪農又は肉用牛経営における施設の近代化を推進し、規模拡大による生産基盤の強化と労働負担の軽減を図る。		
内容	増産や近代化を目的に行う施設の新築、増改築又は機械等を導入する事業に係る経費に対して助成します。		
条例・規則・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備の支援に関する条例 ・幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業補助金交付規則 		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・現に町内で酪農経営等を営む幌延町農業協同組合の組合員 ・新たに町内で酪農経営等を始めようとする者(認定新規就農者) ・幌延町農業協同組合 		
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	畜舎等の整備に係る経費のうち国等の補助金及び消費税を除いた自己負担額		
補助率	1/2以内		
上限額	新築 30,000千円 増改築 15,000千円 法人(2戸以上の共同) 100,000千円		
事業期間	平成29年度～令和5年度 (事業計画の認定は令和3年度まで)		
申請時期	随時		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	幌延町生乳生産拡大事業	予算科目	6. 1. 2. 18
目的	地域農業生産力の維持・向上に資する。		
内容	初妊牛の購入に係る経費に対して助成します。		
条例・規則・要綱等	幌延町生乳生産拡大事業補助金交付要綱		
対象者	町内に住所及び飼養管理施設を有し、酪農業を営む個人及び農地所有適格法人(幌延町農業協同組合の組合員)		
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	ホクレン農業協同組合連合会が開設する家畜市場でせり売りされる、初妊牛を購入する際の購入費		
補助率	補助対象経費から400千円を控除した額		
上限額	200千円/頭 1経営体10頭まで		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
申請時期	随時		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	新規就農経営自立安定補助金	予算科目	6.1.2.18
目的	新規就農及び新規就農者の経営安定の促進を図り、もって幌延町の酪農の持続的な発展に寄与する。		
内容	幌延町内において新たに酪農を営もうとする者に対して必要な支援を行います。		
条例・規則・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・幌延町新規就農者支援に関する条例 ・幌延町新規就農者支援に関する条例施行規則 		
対象者	新規就農者 (年齢が概ね23歳以上40歳以下の者)		
	区分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	(1)農業関係制度資金等の借入額 (2)借入金(5,000万円を限度とする。)に係る利息 (3)農用地等の賃借料 (4)固定資産税相当額		
補助率	(1)農業関係制度資金等の借入額の5分の1以内 (2)借入金(5,000万円を限度とする。)に係る利息の2分の1以内(5年間) (3)農用地等の賃借料(年400万円を限度とする。)の2分の1(5年間) (4)固定資産税相当額(5年間)		
上限額	(1)1000万円 (2)－ (3)200万円 (4)－		
事業期間	－		
申請時期	随時		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	幌延町農業経営継承奨励事業	予算科目	6.1.2.18
目的	後継者への円滑な経営継承を図るとともに、後継者の早期の主体的な経営参画を促し、経営基盤の早期安定化や将来に向けた計画的な投資による経営基盤の強化を図る。		
内容	幌延町で農業を営む家族労働を基幹とする経営を継承しようとする後継者に対して奨励金を交付します。		
条例・規則・要綱等	幌延町農業経営継承奨励事業実施要綱		
対象者	-49歳以下の後継者 -第三者継承予定者 ※認定農業者等となること。家族経営協定を締結すること。		
	区分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	－		
補助率	定額 100万円		
上限額	－		
事業期間	－		
申請時期	1月頃		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	幌延町強い農業・担い手づくり支援事業	予算科目	6. 1. 2. 18
目的	次世代に向けての生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳・肉用牛生産を図り、もって幌延町農業の持続的発展に資する。		
内容	生乳・肉用牛生産施設の補修及び機械装置の更新に係る経費に対して助成します。		
条例・規則・要綱等	幌延町強い農業・担い手づくり支援事業補助規則		
対象者	・現に町内で酪農経営等を営む幌延町農業協同組合の組合員 ・認定新規就農者		
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	対象施設の補修、対象機械装置の取得、設置に係る経費(消費税は除く)		
補助率	1/2以内		
上限額	300万円		
事業期間	令和4年度～令和8年度		
申請時期	随時		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	幌延町草地生産性向上対策事業	予算科目	6. 1. 3. 18
目的	広大な土地基盤を活かした草地型酪農及び肉用牛生産を推進し、自給粗飼料の生産・利用拡大を図り、もって飼料費の低減による経営の安定化、持続可能な農業経営に取り組む。		
内容	草地改良・草地更新に係る牧草種子の費用に対して助成します。		
条例・規則・要綱等	幌延町草地生産性向上対策事業補助規則		
対象者	幌延町農業協同組合(事業実施主体)		
	区分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	草地更新計画書に基づき行われる草地改良事業等に係る牧草種子代		
補助率	2分の1以内		
上限額	2,500円/10a		
事業期間	令和4年度～令和8年度		
申請時期	随時		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	幌延町営農用化学肥料購入支援事業	予算科目	6.1.3.18
目的	肥料価格高騰による農業者の負担軽減を図る。		
内容	化学肥料の購入に係る経費に対して助成します。		
条例・規則・要綱等	(未定稿)		
対象者	JA幌延町の組合員で現に農業経営を営む個人又は法人		
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	令和4年6月から12月までの間に納品(発注)される化学肥料		
補助率	定額 3,125円/トン		
上限額	-		
事業期間	令和4年度		
申請時期	1月		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	幌延町家畜伝染病救済対策事業	予算科目	6.1.3.18
目的	※会員並びに関係機関からの拠出金により、自衛防疫を行い家畜伝染病の発生した会員を救済し、安心して農業経営が継続できるように会員が相互協力することにより、酪農の振興を図る。		
内容	※家畜伝染病の患畜及び保菌等が確認された事によって発生した損害に対して、基準により会費を徴収し、救済する。		
条例・規則・要綱等	※幌延町家畜伝染病防疫救済対策互助会規定		
対象者	幌延町家畜伝染病救済対策互助会		
	区分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	※幌延町家畜伝染病防疫救済対策互助会規定による		
補助率	※負担割合 町25%		
上限額	-		
事業期間	-		
申請時期	随時		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	幌延町農道及び生活道路除雪対策事業	予算科目	6.1.4.18
目的	冬期間における農業者及び農村部居住者の私道の交通機能の確保を図り、酪農生産の増進及び経営の安定、生活の利便性と安全・安心の確保を図る。		
内容	私道所有者が町道除雪業務受託業者に除雪業務を委託する場合に係る経費に対して助成します。 ※除雪路線交点から農業施設又は住宅までの距離が100m以上の私道		
条例・規則・要綱等	幌延町農道及び生活道路除雪対策事業実施要領		
対象者	農家私道:幌延町農業協同組合 農村部居住者:個人		
	区分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	除雪業務委託料		
補助率	1/2以内		
上限額	-		
事業期間	-		
申請時期	11月		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・243・244)		

事業名	農業施設補修事業 (幌延町中山間農業地域環境保全対策支援事業)	予算科目	6.1.6.18
目的	幌延町中山間農業地域環境保全基金の運用益等を活用して、農業施設等の維持管理、保全活動を行う地域活動組織等の活動に対して支援する。		
内容	地域活動組織等の活動に係る資材、簡易機材の購入費用等の経費に対して助成します。		
条例・規則・要綱等	幌延町中山間農業地域環境保全対策支援事業実施要領		
対象者	地域共同活動組織(中山間集落協定等)		
	区分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他()	
対象経費	・土地改良施設の維持保全活動を行う地域共同活動に必要な資材、簡易機材の購入費用 ・地域共同活動に必要な機械、器具等の借上げ費用		
補助率	労務費用を除く経費分		
上限額	-		
事業期間	-		
申請時期	随時		
決定時期	申請内容審査後決定		
担当課係	産業振興課農林G産業振興係 電話:01632-5-1115 (内線242・245)		